

「IT投資促進税制」を知っている方は多いと思いますが、この制度を十分に活用している企業はまだ少ないようです。そこでいろんなケースをQ & Aの形式でご紹介します。制度適用のご参考にして下さい。

こんなケースはどうなるの？

「IT投資促進税制」の適用を受けるには、いくつかの決まりがあります。細かい規定や制限がありますので、制度の存在を知っていても活用・適用までには中々踏み出せない方もいるのではないのでしょうか？下にいくつかの例をあげてご紹介していますが、税制の適用範囲というものは税務署により見解が分かれることもあります。ご紹介するケースが「絶対」と言うわけではありませんので、税務署や税理士、会計士にご相談下さい。

Q 会社のホームページの作成費用は対象になるの？

A ホームページ作成費用が会計上「無形固定資産」として計上されていればこの税制の対象となります。

Q 自社専用ソフトを導入するとともに、サーバーなどのハードウェアも購入しました。設置設定費用は対象になるの？

A 法人税法で、当該資産を購入のために要した費用は加算する旨が規定されています。対象にして問題はなりません。

Q 既存ソフトのバージョンアップ版は対象になるの？

A 機能追加等の大幅なバージョンアップ版は対象になりますが、バグ修正や税制改正などによる修正バージョンアップ版は対象にはなりませんので注意が必要です。

「IT投資促進税制」の概要

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期限付きの税制
大企業から個人事業主まで、全ての青色申告事業者が対象です。
資本金が3億円以下の場合、リースも対象になります。
投資額の10%を法人税から差し引く税額控除と投資額の50%を減価償却に加える特別償却のどちらかを選択できます。
投資対象はハードウェア・ソフトウェアのどちらでもOKです。

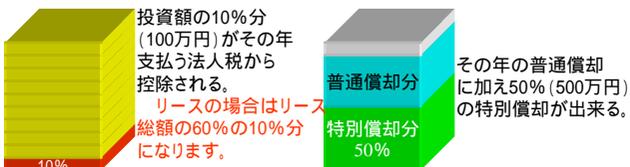
【対象ハードウェア】

パソコン・サーバ	ファクシミリ	デジタル回線接続設備
ICカード利用設備	デジタル複写機	デジタル放送受信設備
インターネット電話設備	ルーター・スイッチ	

【対象ソフトウェア】

受託開発ソフトウェア パッケージソフトウェア 自社開発ソフトウェア

(例)投資額1000万円の場合



【税額控除の場合】

【特別償却の場合】

Q 2台のパソコン本体を購入するついでに、「そのうち必要になるだろうから」と思い、安売りにしていた液晶ディスプレイも4台購入しました。

A この場合、4台の液晶ディスプレイのうち2台はパソコンとの同時設置として対象になりますが、残りの2台は対象にはなりません。附属装置は同時設置でなければなりません。ただし、業務でデュアルディスプレイとして使用する場合は対象になるでしょう。

Q リース物件は対象になるのですか？

A 資本金3億円以下の場合対象になります。ただし、再リースの場合は対象にはなりません。また、リース期間は4年間以上、法定耐用年数以下であることが必要です。リース期間内の金利、保険料、手数料等を含む総額が対象となります。

Q インターネットに接続しない社内LAN専用ルーターを購入しました。このルーターは対象になるの？

A 対象ハードウェアとして認められているルーター・スイッチですが、ルーター・スイッチの場合は「インターネットを構成する」事が条件になります。いくらインターネットに接続できる機能があっても、インターネットに接続しない場合は対象にはなりません。

Q 先日パソコンを購入したけどこれも対象になるの？

A 新品のパソコンで、メモリが256MB以上であれば対象になります。サーバーの場合は128MB以上のメモリが必要です。

Q 税額控除と特別償却、どっちがトクなの？

A 各企業によって違います。一般的に、翌年以降も安定して黒字が見込める場合は税額控除、今期は良いが来期以降は赤字も予測される場合は特別償却が有効と思われます。

とにかく一度税理士、会計士に相談しましょう！

今回ご紹介した「IT投資促進税制」のほかにも、資本金1億円以下の企業には「小額資産損算入制度」という制度もあります。どちらの制度も利用するときにはとにかく税理士や会計士に相談したり、管轄する税務署に問合せをしましょう。

マイドキュメントのターゲット！

ターゲットはCドライブ以外に

「マイドキュメント」のリンク先(ターゲットフォルダ)は出来るだけCドライブ以外に設定する事をおすすめします。出来れば物理的に別のHDDが良いでしょう。理由はWindowsが起動不能になった場合など、CドライブのフォーマットやHDDの換装をしなければならない時にデータの消失を防ぐためです。別ドライブにしておけばCドライブをフォーマットしても「マイドキュメント」は残ります。十分な空き容量がある別ドライブがある場合は万一に備え、ターゲットフォルダをCドライブ以外に設定しましょう。ただし、システムファイルがあるCドライブ以外のドライブはWindowsの機能で簡単にフォーマットが出来ますので、ドライブのフォーマットはターゲットフォルダの位置に気を付けましょう。(バックアップをとる習慣を身に付けましょう。)

All Users・・・? Default User・・・?

エクスプローラの「Documents and Settings」の中には登録中のユーザーアカウントのフォルダがあると思いますが、その他にもAll UsersとDefault Userのフォルダがありませんか？これは一体誰のフォルダなの？と疑問をもたれた事は無いでしょうか。

All Usersは、登録中のユーザーの共通設定フォルダです。この中の「Favorites」や「デスクトップ」に登録されたものは全てのユーザーに反映されます。Default Userは、新規にユーザーアカウントを作成したときに参照するフォルダです。例えばこの中の「デスクトップ」にあらかじめソフトのショートカットを登録しておけば、その後ユーザーアカウントを作成した場合、デスクトップには最初からソフトのショートカットができていて、ソフトを使用できるのです。もちろんAll Usersの設定も反映されています。通常はあまり意識しないものですが、1台のパソコンでたくさんのユーザーを管理するときに有効な機能です。

既存のユーザー・・・自分の設定 + All Usersの設定
新規のユーザー・・・Default Userの設定 + All Usersの設定

開発室から

先日ノートパソコンの取り扱い説明書を読む機会がありました。「今更・・・」と思いながらも説明書を読んでいると、ある機能に気がきました。「スタンバイ」と「休止状態」です。「スタンバイ」は作業状態をメモリに書き込みパソコンを終了します。一方「休止状態」はハードディスクに書き込んで終了します。もちろんこの機能のことは知っていたのですが今まですっかり忘れていました。さっそくノートPCを、液晶パネルを閉じると「休止状態」になるように設定しました。おかげで最近Windowsの終了画面を見なくなりました。こんな便利な機能を忘れていたとは・・・。他に忘れていた機能があるかも知れないので、今度ゆっくり説明書を読み返して見ようと思います。